東京都青少年・治安対策本部長　講演内容

東京都の青少年・治安対策本部長の舟本と申します。今日は、大変貴重な機会をいただきまして、大変嬉しく思っております。私の方からは、特に今、都民・国民の最大の関心事であり、切実に求めている、子どもを犯罪からいかに守るかということにつきまして、お話します。少し駆け足でお話をいたしますので、お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

私ども青少年・治安対策本部というのが出来ましたのが、去年の8月です。これは局相当の組織と言うことで、そういう規模の組織が知事部局に出来たと言うのは全国で始めてのことです。私自身は、もともと警察の人間でありまして、縁がありまして、青少年・治安対策本部というところにいますけれども、今私どもの本部で最大の取組みは、子どもをいかに犯罪から守るのかという問題です。

つい最近、新聞で治安の回復世論調査の結果の記事がありました。こういう記事を見るまでもなく、今、国民・都民の方々に子どもの安全に対する不安感が大変広がっています。この世論調査を見ますと、地域の子どもたちに犯罪の被害を受ける不安を感じることがあるのかという問いに対しては、いやそれはよくありますよ、あるいは時々あるということで、不安を感じることがあるというのは約７０％。それが小学校の親御さんだけを見るとですね、もう９０％ぐらいの親御さんが不安を感じている、こういう状況であります。これは、こういう世論調査をとるまでもなく、皆さん肌で感じておられるであろうと思いますけれども、そうした中でじゃあ実際問題として、東京都内で、どのくらい子どもたちが事件の被害者に、被害にあっているのかということでありますけども、これ一つのとり方として、13歳未満と言うかたちでですね、13歳未満の子どもたちが刑法犯の被害に遭ってる件数というのがですね、これはだいたい従来から4000件前後ぐらいです。4000件前後というのが、この東京都内で13歳未満の子どもたちに係る被害件数です。その中には、凶悪犯、それから暴行とか傷害という、いわゆる粗暴犯、それから、暴力的性犯罪、そうした事件の被害になっているものがありまして、これは例えば、昨年平成17年で見ると、約300件あまりがそうした事件の被害に遭っている、そうした状況なんです。この4000件とかですね、あるいは300件という数字は、多分、一般の都民の方々が聞くとですね、思っている以上多いんじゃないかなあという感じに思われるのではないか。私はずっと現場にいましたので、やはり子どもの被害が多いという実感を持っていたのですけども。一般の方々は、やはりそういう認識のずれが少し従来があったという気がします。それはやはり、犯罪というのが、当事者にとってみると、またその家族にとってみると、これほど深刻であり悲惨なことはありません。しかしながら、当事者でない方々から見ると、やはり従来どちらかといえば他人事的な部分があったかもしれない。それが、確かに諸外国に比べると、相対的に日本の治安は非常に安定してました。そういった中で、従来例えばわが国では、「治

安と水はタダである」、そういうことがありました。知らず知らずのうちに、そういったある意味では言葉というものにですね、安住してきた部分がですね、あったのではないかなという気も、私自身はしております。そうした中で、ここ数年、治安に対する都民・国民の不安感が高まり、また関心というものは、かつてないものがあると思います。ここで全てを述べる時間はありませんけども、一つ二つ例を挙げますと、例えば大量の不法滞在者が温床となっている、来日外国人の犯罪があります。今不法滞在者は、最新のデータでも、わが国に22万人はいるという数字です。もうふた昔前はですね、ほとんど関係なかった、そういったものがですね、起こっているという、これが来日外国人犯罪ですね。また、バブル崩壊後のですね、景気の低迷という状況の中で、やはり財産犯を中心に犯罪が起こり始めている状況。また、戦後ですね、長年にわたって物質的には豊穣な世の中になってきたけれども、その一方でというか、それに反比例するようにですね、人心というものが荒廃した。そういった心の部分から当然犯罪というものが生まれてくるわけです。そういったいろんな要素が絡み合って、急速に治安は悪化しました。そこに、数字の面とともに、都民・国民の体感・体で感じる治安の問題が急速に高まってきたわけです。その中で、なんといっても、誰でもが、子どもが犯罪の被害に遭わないかが一番心配なことです。そうした中で、去年来、広島、栃木、また川崎で大変痛ましい事件が起こり、一気に、この子どもをいかに守っていくかが社会の最大の関心事になっているというふうに思います。そうした中で、私が考えている犯罪から子どもを守るための基本的な考え方というものは2点あります。

一つは、犯罪が起こって、それを捜査する、また、犯人を捕まえる、これらは警察の専売特許でありますけれども、いかに犯罪を防ぐか、犯罪を抑止するかは、警察の力はもちろん中核ではありますけれども、警察の力のみでは十全ではない。やはり、よく知事が使われますけれども、そういった防犯の点においてですね、「自助、共助、公助」、そういう心構えというのは、とても大事だと思います。防犯面では、警察、行政、そして地域、これらが一体となって、連携を組んで、いかに活動を展開していくかというのが大きな部分になっていると思います。その証左として、典型的に挙げることができますのが、この2年ぐらいの、全体の刑法犯の発生状況です。東京は、昭和40年代から、刑法犯の認知発生件数は、だいたい20万件前半ぐらい、若干でこぼこがあったんですけれども、推移していた。ところが、だいたいやはりバブルの崩壊後の時期頃からですね、右肩上がりに増えまして、ある時期に年間25万件を超えると言う状況になり、最悪は平成14年でした。平成14年に、戦後初めて東京都内の刑法犯の発生件数が30万件を超えたんです。これは、大変な危機的状況でありまして、これに対して、警察が中核となりつつ、自治体、行政ですね、それから地域の人達を巻き込んで、連携をとって、犯罪の抑止活動をやっていくという動きが急速に進んだわけです。そして、昨年平成17年はどのくらいの件数かといいますと、約25万件です。ですから、平成14年に30万件を超えた後はですね、17年に25万件まで減少させた

ということで、全体としてみれば、都内の治安は今、回復の基調になってきているということはいえると思います。その原動力はまさに、警察、行政、地域の連携した働き・動きであったというふうに思っています。これと同じことが、子どもを守る活動にいえるんであろうというふうに思っています。それはやはり、子どもをいかに犯罪から守るかということを、まず学校・PTAという核がありますね。それから警察、そして行政。この三者がですね、本当に話し合って、そして地域の人に働きかけて、地域の人にも参加してもらって、地域をあげて子どもたちを見守るという、子どもたちを守って育てていくという活動、これはやはり、非常に大事であるというふうに思います。これが基本的考え方の一つであります。

それから、二つ目は、この子どもを守るという施策の取り組みについては、これだけやればもう大丈夫だという、そういう決め手はないという前提で取り組んだほうがいいというふうに思います。これをやればもう大丈夫だというようなことは、短絡的な見方であり、単眼的な見方である。子どもの安全対策は、ハード面、ソフト面の両面にわたって重層的・複合的に取り組む、ということが、そして継続的に取り組む、ということしかないんじゃないかなというふうに思います。この二つを基本的な考え方としまして、私どもは取り組んでおります。

それでは、どんなことをやっているのかということで、以下具体的なことにつきまして、もう一つの資料に基づきまして、話したいと思っております。コンセプトは、いま申し上げました２つの観点ということで、聞いていただければと思います。

まず、いろんな具体的な取組みをやります上での大前提というのは、やはりいかに情報を迅速にかつ多くの人達で共有するのかということが極めて重要です。そういった意味で、今日主催していただいているケーブルテレビの協会は、そういうひとつのインフラとしてとても重要な部分であると思うのですけれど、従来から、子どもが被害に遭う凶悪な事件がありますけれども、その一つ手前の前段の、いわゆる兆しの事案というのがあるんですね。これは従来から、非常に警察は注意をしていました。警察はですね、従来からそういったものを、「声かけ事案」と言っていました。今都民に向けては、「不審者情報」という言い方をしておりますけれども。大人がですね、子どもに「ちょっと楽しいところがあるから、一緒についておいでよ」とか、「何か買ってあげるからついておいでよ」と。そういう声かけ事案ですね。こういった事案というのを、とても警察は注意していたのです。兆しの事案っていうんですね。そういうことについて、今いかに地域に迅速に情報を発信して、共有しながら、そういった前段階の兆しの事案を基にして、具体的な手を打っていくことが大事なのです。しばらく前から、そういった声かけ事案、皆様方には不審者情報という言い方をしていますが、これについて、警視庁は、ここ２～3年前からそうしたものを

含めた犯罪情報について、犯罪発生マップというものを警視庁のホームページに出しています。あるいは、皆様方の携帯電話に電子メールという形で、それぞれの所轄の署にアドレスを登録していただければですね、直近のそうした情報を電子メールで送る、そういう事業を展開しており、その中で不審者情報も入れているのですが、昨年のああいった各地の痛ましい事件を踏まえまして、警視庁は、昨年12月から、警視庁ホームページ上にまとめた形で不審者情報欄というものをつくって、自治体ごとに一目で見られるような状況にするというかたちで情報発信しています。それが2枚目に凡例というかたちでですね、こういったかたちで、区市町村ごとにクリックすれば、そこの区市町村の最新情報がぱっと出てくる。また近隣の地区の情報も当然出るということで、これは非常にわかりやすいです。そうしたものを、警視庁は行っています。これをぜひご活用いただきたいと思うのです。ちなみに、この警視庁ホームページに載ってるのは、いろんな不審者情報、不審者情報といっても、本当にそれがいわゆる警察の言う声かけ事案かどうか、そこがチェックの必要があるのですけれども、そういった意味でチェックをして流している件数は、例えばこの1月から4月までの4ヶ月間で、都内全体で何件不審者情報を流したかというとですね、334件、流しています。これがいわゆる、兆し的な事案というもので、警視庁で流しているということです。そのくらいの数字であるということです。ですから、4ヶ月間で334件というのは、都内だけの話です。ある意味で、ひやりとするような事案がそのくらい起こっているというふうに考えていただき、そうしたものを前提としながら、具体的な施策を各地域で行っていただきたいのですが。

次に2番目に書いてありますけれども、今私どもで最も力を入れてる一つが、各小学校ごとに「子ども安全ボランティア」をぜひ結成してほしい、ということを強く各方面に訴え続けております。そして今、各地域においてかなり動きが出てきております。これは、さっき言いました学校・PTA、そして警察、そして自治体が連携を組んで推進母体となって、地域の人達に語りかけて、保護者だけではなく、地域の人達が加わって、いろんな形で子どもたちの通学路をパトロールする、あるいは見守っていく、という活動をですね、各小学校ごとにつくってほしいと訴えかけています。これは通常のといいますか、ここ２～３年でいわゆる「防犯ボランティア」というものが飛躍的に増えたわけです。２～３年前ぐらいまでは、都内に400近い団体が防犯ボランティアというかたちで活動しておりましたが、この２～３年で2000を超えるという状況です。しかしながら、子どもの安全を守るということに重点を置いたボランティアというのはまだまだです。それを、ぜひ重点を置いてもらって各小学校ごとにということで訴えています。そのときに、ポイントになりますのは二つあります。

一つは、学校・PTAが中核となって動かないといけないわけなんですけれども、保護者の方々だけではなかなか難しい。なんとしてでも地域の人々に参加を求めていく必要があり

ます。でも、黙ってたら、なかなかそういったことになりません。そのときに大切なことは、やはり警察と自治体がですね、そうした学校なり、PTAを支えてあげる、引っ張っていってあげる、そういったことをやらなければ、自然発生的にこういう状況だからそれはできるんじゃないのというのはなかなか難しい。そこにやはり、行政なり警察の大きな役割があるというふうに思っております。

それから、地域の中でぜひそういうことをやりたいんだという意識を持っている方もずいぶんとおられるんですけれども、具体的にじゃあどうやってやればいいのかわからない、ということが多いのです。そのときにまず大事なのは、そうしたボランティアの核になるリーダーをいかに作っていくのか。そこで、東京都としては、まずはリーダーをできるだけ多く各地域で発掘して、またそれを支援していく、そういう試みを始めまして、例えばこの資料の3枚目、ここに、新聞記事が載せてありますけれども、今年に入りまして、2度にわたりまして、こうした子ども安全ボランティアのリーダーの養成講座というものを行いました。都内では700人あまりの方が来られてとても熱心に受講をしていただきました。ただ、こういったものを一度やっただけで、そういったリーダーの方々がしっかりと動き出されることにはなかなかまいらないと思いますので、今後とも、継続的に行いたいと思います。

それともう一つ、そういったリーダーの方々が何かやっていこうと思いましても、どんなふうにしてやっていくのがいいのか、やり方が正直わからない、というのがずいぶんと多かった。そこで、我々はこういった講習会において具体的なボランティアの立ち上げ方、また継続のしかたをできるだけ丁寧に説明をしているのですが、それとともに、「子ども安全ボランティアマニュアル」という、これが実物ですが、これを作りました。これは、5万部作りまして、都内の小学校、それから、町会、自治会、また各自治体、警察に配りました。ここには子ども安全ボランティアをどうやって作っていけばいいのかというのを、かなりきめ細かく書いてあります。それから、いろんな活動のやり方がありますよ、というのをできるだけわかりやすく書いてあります。こういう形で、子ども安全ボランティアに特化したマニュアルは多分全国で初めてだと思います。こういったものが始めてであったということもあったと思うのですが、新聞にも大きく取り上げられまして、実は東京だけではなくて、例えば、神奈川、奈良、京都、愛知、広島、そういったところから問い合わせがありまして、ぜひ参考にもらえないかということで来ています。東京の子どもたちについては、我々は一生懸命やっているのですけれども、他のところにも役立てば、とてもいいことなので、どんどん提供しています。ちなみに、文部科学省からもくださいという話がありました。こういうものを持っていきながら、各地域でぜひボランティアを立ち上げてほしい、継続してほしいということを訴えています。

そうした中で例えば、具体的な大きなうねりが出てきている区市町村もいくつもあり、例えば、杉並区とか、あるいは板橋区、あるいは北区、荒川区、これらは、区をあげて、そうしたボランティアに参加していただけるよう、ぜひ、とにかく手を挙げてくださいということを公募をしている。予想以上に、そういう人達が集まって、もう全小学校でボランティア活動が進められているという、そういった動きも、今言ったような区では出てきています。その一方でまだなかなかですね、具体的な動きになっていないという区市町村も正直なところあります。そういったやはりどうしても地域差というものもありますけれども、まだ動きが今一つなところについては、我々はこれからも、一生懸命その重要性を訴えていきたいと思います。

それでは、3番目の「子ども110番の家」という、これは警視庁が主体となっている事業ですが、子ども達が何か有事の時にぱっと逃げ込めるような場所で、これは前からやっている事業ですけども、これの拡大をさらにやっている状況です。

それから4番目の「地域安全マップの作製」ということなんですけれども、これが地域安全マップの現物です。これは何かといいますと、子ども達が、「自分達で」、こういうのを作る、こういったことを作ることによって、子ども達自らが犯罪から身を守る能力を高めていこう、ということをねらいにしています。これは従来から、私どもは、非常に有効なんだ、子ども達はこういったことをやることによって、自らそういった能力を高める上で非常に効果があるんだということで進めてきていたわけですけれども。なかなかやはり、学校のカリキュラムの問題がありまして、実際問題、進んでませんでした。そうした中で、こうした状況になり、一気に動きが出てまして、今年度から、都内の小学校で、地域安全マップ作りを授業で取り入れるということを、教育庁が打ち出しています。これは、子ども達がですね、まず考え方を学習するわけです。子ども達ですから、わかりやすく教えないといけません。その教え方というのは、「危険な箇所ってどういう箇所ですか？」という質問の仕方をするんですけども、それは、ワードとしてはですね、「入りやすく」、そして、「見えにくい場所」。こういうキーワードを教えまして、それから実際子ども達は外に出て、自分達の眼で、「ここが入りやすくて見えにくい場所だな」と皆で話し合いながら、だいたい１グループ、５～６人ぐらいのチームでまわります。フィールドワークをして、学校に戻って実際に地図作り、という作業です。これは子ども達が自分達で、実際に「こういった場所が危険な場所なんだな、あるいは、こういった場所に安全な場所、例えば、子ども安全110番の家があるんだな」と覚える、学習する、ということになれば、自分達のところの地域だけではなく、どこか他所へ遊びに行ったときにも、同じように、「あっ、ここは入りやすくて見えにくい場所なんだな！注意していかないといけないな！」っていう、そういった応用も利く、ということも期待をしています。で、実はこれは難しいことがある。実は、これは非常にいいことなんですけれども、とても手間ひまがかかる。何が難しいの

かというと、指導者の確保が大変なんです。これはだいたい、１グループ５～６人の子ども達でやるのですけれども、そこには指導者、大人の指導者が必要です。そうですね、やはり１グループに二人は必要ですね。そうした時に、指導者自身が、この地域安全マップ作りが「どういうコンセプトでどういうふうにやっていくか」ということを、身につけていかないと指導できません。そうした意味で、ただこういったことを子ども達に「作ってごらんよ」というのではダメなんですね。ですから、「地域安全マップ作り」は最近、言葉でよく聞きますけれども、実際やってみると大変なのは、そういった指導者の養成確保です。そうしたことがありましたので、私どもは、年が明けて早々、全小学校から、先生1400人ばかり集まってもらって、この地域安全マップの指導者養成研修というものをやりました。そういった先生方が、また各学校に帰って、中核となってですね、そして、他の先生に教えてもらう、というやり方。それから、それ以前に既に作っていたんですけれども、マップ作製の指導者用向けのビデオを作っています。これを全小学校に配りました。それから、指導者養成用の冊子もビデオと一緒にして配っています。

それから、私どものところで、地域のボランティアリーダーをつくる「安全・安心アカデミー」という事業を展開していますけれども、その中で、去年ですが、「地域安全マップ専科」というものをやりました。その中で、「ボランティアをやってもいいよ」という方に集まってもらいました。そうした人達が、例えば、商店街の方とかですね、あるいは、主婦の方が、ボランティアとして、ここ数ヶ月、何校かにも指導者として行っていただいています。そういった指導者の養成は、これからもやっていかなければと思っています。授業で全校やっていくとなると、とても今の状況では対応できませんので、例えば、大学生を中心とか、いろんな形で指導者を養成していこう、というふうに思っております。

それでは、次に、「セーフティ教室の充実」と書いてありますが、これは警視庁主体の事業でありますので、この後のパネルディスカッションで、警視庁の方から多分お話は出ると思いますので、ここでは時間の関係で省略します。

それから、その次の「スクールサポーター制度の活動強化」。これもとっても良い事業です。これは警察官のOBがスクールサポーターということで、学校と警察の橋渡しになりながら、いろいろな子どもの安全面に、アドバイスをしていくものでありますけれども、これもまた警視庁の方から多分お話しがあるかと思いますので、省略します。

その次に、小・中学校の防犯カメラ設置に移りたいと思っています。子どもの安全確保に限らず、この２～３年、区市町村が地域の安全面、すなわち防犯対策について、「我々にとっても大変大事な事業だ」ということで、ずいぶんと動きがで活発になり、重点的に施策が行われるようになりました。それはやはり、治安の問題、都民の、あるいは住民の方々

の大変な不安感といったことを自治体の人たちも認識されて、それぞれの所轄署と一緒になって進められている、ということであろうかと思います。

ただ、そうした中で、私が都に来て率直に思いましたのは、区市町村によって、安全面の取り組みに温度差があるということです。ある区は、政策も予算のほうもどんどん進んでいく。ところが、ある区は、あまり従来と変わらない。そういう印象があるんです。それと同じことが、この子どもの安全面にも従来あったと認識しております。私は、都に来まして、いろいろ小学校や中学校を見にいきました。そうした中で、区によっては、防犯カメラなんてとっくに設置をしていて、それに警備員を常駐させるというところもあります。他方のところでは、おもちゃの防犯カメラということです。そうなるとですね、同じ都内の子どもで、こちらのところでは非常に防衛力が高く、あちらのところでは防衛力が低い。これはやはり、由々しきことだということで、そうした中で調べましたところ、小・中学校で、極めてベーシックである防犯カメラですら、未整備であるところが7割。7割が未整備です。私は、もともと警察の人間ですから、そうした行政の仕組みというのがよくわかりませんでした。これは、防犯カメラのようなベーシックなものぐらいですね、なんといっても子どもを守るというのは、都民の一番の切望するところであるし、こんなの一気にやろうじゃないの、という話しをしましたけど、いや、それは基本的には学校の設備の話しなので、それは区市町村の事業なんですよ、という答えが返ってきました。もちろん、学校という教育の面から言うとですね、区市町村の事業かもしれません。しかしながら、治安という面から見るとですね、同じ東京都内の子ども達の中で、守られ方が違ってくる、これはやはりおかしい。これはやはりおかしいということで、その後話し合いを重ねまして、最終的には、この18年度予算で、議会の承認を頂きまして、小・中学校の防犯カメラ、もちろんモニタ付き防犯カメラですが、区市町村の事業としてやるときには、2分の1補助しようということで、約10億の予算計上をいたしました。この10億というのは、7割の未整備のところが、自分達がやりますよ、ということであれば、この単年度で一気に整備できるという額です。ということで、防犯カメラは、極めてベーシックな設備です。で、この防犯カメラの効果というのは、もう言うまでもないことですけれども、一つは、そういったものを設置してあるということを前面に出すだけで、侵入者に対して侵入に対するプレッシャーを与え、侵入を思いとどまらせる効果を期待できます。例えば、これは警視庁直轄でつけているものなんですけれども、繁華街対策ということで、歌舞伎町、それから池袋、渋谷にもですね、防犯カメラを設置しています。そこで防犯カメラを設置した地区では犯罪発生が激減してます。そういうようなことで、防犯カメラの効用というのは明らかなんですけれども、それとともに、これはモニター付きの防犯カメラでありますので、これはなかなか常時見ているというのは大変だということではあります。しかし、現に3割のところはこういった防犯カメラをつけているわけです。皆で役割分担をして見ているわけですね。やればできる。そうした中で、やることによって、有事の時にですね、

いち早く子ども達の避難、110番への対応ができるという、当然そういう効果があります。それから、意外と気づいておられないんですけれども、私のように警察の現場でやっていると、よく学校の近くで事件があると犯人が逃走するというのがあります。その時には、防犯カメラがあれば、その学校の警戒能力が格段に違うわけです。というようなことで、防犯カメラというのは、これはベーシックな設備です。そうした中で、「防犯カメラっていうのはどのくらい効果があるの？」と言われる論者がいます。あるいは、「防犯カメラよりも、警備員を常駐させるほうがいいに決まってるじゃないか」という論者がいます。その中でやや誤解しておられるのはですね、さっきも言いましたけれど、これさえやればもう大丈夫なんだよということはないんです。ですから、繰り返して言いますと、この子どもの安全確保、もっと、防犯という面で見ると、ハード・ソフトの両面にわたる重層的な取り組みと言うのが必要なんです。防犯カメラというのは、ハードだけじゃないんです。そこにモニター付きっていうのがあることによって、人の眼というのが出てくるわけです。すなわち、ハードとソフトが絡み合うような施策なんですね。で、それ以外の施策もいろいろと重層的・複合的にやっていく必要があります。ですから、ただ単に防犯カメラだけを切り出して云々ということではやっぱり、議論としてはややおかしい。それから、「いやそんなことじゃない。警備員がいるとそれで解決じゃないか」と言われる人もいますけれども、これも実際ですね、現場でやってみると実はわかるんですけれども、例えば、典型的には、学校というのは四方形ですよね。そうした時に、じゃあ警備員を配置するときにどこに配置するのか？大概は、正門に配置するというふうに考えられるわけですね。でも、正門に一人配置するだけでも、一箇所に配置するだけでも、一人の人間が何時間も立っているというのは不可能です。だいたい二人はいるんですね。でも、四方形でですね、四方を回らないといけないということでは、一人じゃ無理です。一箇所で固定配置じゃ無理なんです。ですから、警備員を配置すれば一気にかといえば、そういう具体的に考えていけばいくほど、学校の地域状況というのは違ってくるわけで、例えば複数箇所置いてですね、これは固定配置、ここは誘導というふうに動きながら見ていく。そういったことを実際は考えていかなくてはいけない。そういった意味で、やはり、いろいろな部分を補完し合いながらの施策の、重層的な施策というのが重要だなという点を強調したいのです。

　次に、「学校ごとに安全対策協議推進組織の設置」と書いてありますけれども、従来は、学校と警察の関係は、学校警察連絡協議会というものが、昭和30年代からもう出来ていました。ですからもう何十年もの歴史がある。「学警連」と略称しています。で、非行防止の問題とか、防犯の問題、そういったことを中心にやります。これが、子どもの安全確保の検討にとっては、必ずしもベストではないのではないかということです。それはなぜかというと、この学警連というやり方は、それぞれの警察署ごとに、複数の学校が集まっていろいろ打ち合わせる、情報交換と意見交換をする、こういうスタイルなのです。そうしますと、それぞれの学校で事情はやっぱり違います。違う中で、きめ細かく打ち合わせるっ

ていうのは、やっぱりどうしてもこう、なかなか出来にくいという面がある。ということで、警視庁が強く働きかけて、実はこれで一番大変なのは警視庁なんですけれども、学校ごとに、警察署、それから自治体教育委員会、また地域の人たち、PTAの人たちが集まってですね、例えば、子ども安全ボランティアを作っていく上で、あるいは、地域安全マップの授業のやり方やその指導員をどう確保するか、そういった具体的な取組施策を考えていくのは、やはり学校ごとに皆が集まるっていうやり方がベストではないかということです。そういったことでやりましょうと今、署を通じて強く働きかけています。これは、とても大事な受け皿作りです。

それから、次は「青色防犯パトロールの拡充」と書いてありますけれども、これは、ご存知ない方もいらっしゃると思いますが、例えば、こういうのが、青色防犯パトロールカーというものです。これは、府中市役所の車ですけれども、こういった形で青色灯を屋根の上に付けて防犯パトロールをする、そういう事業です。従来は道路運送車両法の問題でこういったのはできなかったんですけれども、こうした公益目的の場合は、可能になりました。それで、そういったことを今、自治体なり、防犯団体が進めておりまして、この一覧表のところに数字を書いておりますけれども、今年の3月末現在で、都内では48団体、自治体でいいますと23自治体が、こういった青色防犯パトロールカーということで、地域をまわって防犯活動を行っております。これはすごく、効果的です。まず、青色というのはずいぶん目立つんですね。青色を回転させて、これは非常に遠くからもわかるんです。最近の例でも、不審者に児童が声をかけられて、たまたまこの青色防犯車が通ったということで、その子どもはそこに助けを求めて行って、そこで、運転した人が保護をしてですね、また110番をして、不審者を検挙したという、そういう好事例があります。

ということなんですが、全国で見ると、もっともっと進んでいる府県があります。東京都内では、もっと進めてもいいんじゃないかなと思います。自治体でもまだ、23自治体です。これをぜひ、もっとどんどん進めたいと思いますし、警視庁も強く自治体などに働きかけています。

ちなみに、これは、パトカーではないんです。パトカーもどきですね。これは、江戸川区役所がやっておられるものですけれども、こういう時にはですね、「江戸川区」っていうのをはっきりと書いていただければ大丈夫だというのを警察署と打ち合わせています。なぜ江戸区は、3台青色防犯カーがあるのかというと、江戸川区管内に警察署が3署あります。ですから、１署ごとに、このようにしてまわる、そういうやり方をとっていますので、3台あります。

それから、一覧表の下から2番目が、地域に密着した車による防犯パトロール、「動く防

犯の眼」というものです。これが「動く防犯の眼」の原寸大のものです。上がですね、バイク用ですね。下が四輪用のものです。それぞれの自治体なども、こうしたことをそれぞれやっておられるところも多いとは思いますけれども、私どもとしても、こういうのは都の庁有車、例えば、水道局の車、それからいろいろな事業主に働きかけまして、地域に密着して動いている、そういった車については、ぜひこのステッカーを貼って、子ども達の登下校時には、できるだけ、通学路のほうを走ってもらいたいということをお願いしながら、広めています。実は、このデザイン自体を考案したのは、石原知事です。こういった事業をやりたいということを、私は知事に持って行きまして、二つ返事で了解を得ました。で、実はこういうデザインを考えましたというのを持っていきましたところ、私ども事務局として考えたデザインは即時却下になりました。それで、このデザインになりました。要するに、パッと見てですね、一見してぎょっとして「何だ？」って良く見ると、「防犯パトロール」とか、「犯罪を見逃さない」。やっぱりそういうインパクトが大事なんだ、ということで、これ、知事自らデザインを考案されてました。そういうこともありまして、非常に反響は広まっておりまして、当初予定していた印刷枚数のほうはなくなっております。また、バス協会の方からは、デザイン提供してください、我々も協力します、ということで、今、この4月から路線バス全部に、このデザインのステッカーが貼られました。これを貼ってですね、運転することによって、そのドライバーの人自身が、「子ども達を自分で守るんだ」という意識を持ちながらまわっていただけるということで、そういう効果が期待できるんです。今これは、都内に、3万台以上走っておりまして、さらに、要望が来ておりますので、また増刷をする予定にしております。

最後に、「防犯ボランティアの支援サイトの開設」と書いてありますけれども、これは一番最後の資料にカラーで付けてありますが、この3月末から「大東京防犯ネットワーク」という支援サイトを立ち上げました。防犯ボランティアは、今2000以上できているということなのですが、ボランティアの方々同士がネットワーク化を図り、そういった中で、お互いが励ましあいながら、あるいは、情報を交換し合いながら、というのがとても大事なことなんです。ということから、このようなサイトを立ち上げることにしました。その中で、子どもの安全確保というのが非常に重要になってきましたので、「子どもの安全対策」という見出しで、このサイトのコンテンツとして先ほどご紹介した「子ども安全ボランティアマニュアル」といったものも入っております。なかなか充実した中味になっております。ぜひご活用していただければと思います。

時間がありませんでしたので、非常に駆け足にお話ししましたけれども、ハード・ソフト面の取組というのを、重層的にやっていく、それを継続してやっていく以外にないんじゃないのかなと思います。その中で、いろいろな取組を、ここの自治体ではこういう取組をやっている、あの自治体ではこういう取組をやっている、ということを情報として共有

して、いいことはどんどん取り入れていくという、そういった姿勢が大事なんだと思います。そういった意味でも、こういうような機会は、広くいろいろな取り組みが紹介される、とても意義がある機会です。今後とも、皆さんと一緒に子どもを守る取組を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたしまして、私からのお話は以上とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。